

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

About the European History Which Is Investigated through Sumptuary Laws

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-08-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 赤阪, 俊一 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1070

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



奢侈条令を通して見るヨーロッパ精神史序論

赤 阪 俊 一

About the European History Which Is Investigated through Sumptuary Laws.

AKASAKA, Shunichi

Abstract

History reveals that there are numerous examples in the world of laws for the repression of extravagance and luxury. They existed in ancient Greece and Rome. In Europe they were promulgated until the 18th century. We had them also in the Japanese Edo period. They are called sumptuary laws. If we analyse these laws we can get a detailed picture of the daily life of the common people of those times. Thus it will be possible to write a history of medieval and modern societies through the sumptuary laws. But first we must study thoroughly the contents, purposes and motives of these laws. Therefore in my introduction to this thesis I will outline the sumptuary laws first. However, bearing in mind the continuous changes these laws have undergone and the variations in the sumptuary laws of the different societies it is the intention to ignore the minor differences of the various laws down the ages and make an effort to get them in perspective.

Keywords : Sumptuary medieval luxury

キーワード： 儉約 中世 奢侈

はじめに

昨今、清貧が流行である。清貧ということばがタイトルに付いた書物がベストセラーとなっているのを、バブル経済が崩壊した日本の特殊状況であるとする論者もいる。しかし、清貧、つまりは奢侈の否定は、バブル経済の崩壊のみが原因ではない。奢侈の断罪は、たとえば日本の場合、江戸時代の諸改革の中でも常に語られたし、西洋でも古典期ギリシャの昔から見られた。

奢侈条令は奢侈・贅沢と見なされていることに関わる一連の法令である。この法令は贅沢を抑止することだけを目的としていたのではない。さまざま目的、動機をもっていた。この奢侈条令をひとつの手がかりとして、中世から近代にかけてのヨーロッパ人の精神史を描いてみたい。まずはその手始めとして、本稿において奢侈条令とはいかなるものであったかができるだけ具体的に紹介し、奢侈条令を通してのヨーロッパ精神史研究の橋頭堡を築いておくこととする。

I 奢侈条令はどのように見られていたか

奢侈条令を通してヨーロッパを眺めるには、まず奢侈条令自体の研究史を明確にする必要があるかもしれない。しかしながら研究史をフォローすることは、奢侈条令の明示的な目的だけではなく、隠された動機をも扱わねばならなくなる。ところが最初にこうした動機を限定すれば、それによってそれ以外の動機が排除され、これから研究の方向を縛ることになる。もちろん完璧な研究史であれば、そのようなことはないだろうが、現時点で、完璧な研究史は望みがたい。従って本章では、奢侈条令が従来どのように見られていたかという程度の簡単な紹介に限定しておく。

中世から近代にかけて贅沢についての言説は数多いが、奢侈条令に関しては少ない。比較的古いと思われるものはモンテニュによる奢侈条令論である。

『エセー』第1巻第43章は「贅沢を取り締まる法律について」と題されており、¹ 皮肉っぽく奢侈条令の不備が語られる。いわばリアルタイムの法令批判である。

モンテニュは「わが国の法律が食卓や衣服のばかげたむなし浪費を取り締まるために用いる方法は、目的に反している」² という。法律で禁じることは、かえってそれらの名譽と価値を高めるのであり、むなし浪費を真に防ぐためにはそれらをくだらぬ無用のものとして軽蔑する考えを起こさせる必要がある。そのためには、「王侯方は思い切って、こういう威儀を誇示するしを捨て」³ ればよいという。「われわれは皆、国王のあとからついてゆくだろうから」⁴ こうした浪費をたちまちのうちに軽蔑するようになるとモンテニュは説く。あとで述べる模倣理論の原形態がここにある。

モンテニュからほぼ170年後にモンテスキューが『法の精神』を著した。『法の精神』第7編第2章は民主政における、第3章は貴族政における、第4章は君主政における奢侈禁止条令についてのモンテスキューの見解である。⁵

富が平等に分配されている共和政においては奢侈はあり得ないはずであるが、しかし実際は共和政においても奢侈が存在し、「奢侈が確立されるにつれ、人心は個人的利益に向かう。」⁶ モンテスキューの意図は、こうして肥大化した個人の欲望が共和政を滅ぼすので、共和政においては是非とも奢侈禁止の法律が必要なのだという点にある。

さて貴族政であるが、「できの悪い貴族政には、貴族は富をもってはいても、費消してはならないという不幸が存在する。」⁷ その結果、「そこには、何も受けることができない極めて貧しい人々と、費消することができない極めて富んだ人々しか存在しない」⁸ ことになる。こうした貴族政で奢侈を禁じることは何の意味もない。富んだ者たちが金を費消しない限り、貧者に金がまわってこないからである。

君主政においては、君主の「富は、公民の一部から生存上必要なものを奪うことによってのみ増大した。それゆえ必要なものは彼らに返されねばならない」⁹ ので、奢侈禁止の法律は不要である。むしろ奢侈は、「農夫から職人、商人、貴族、役職者、大領主、大徴税請負人、君公へと次第に増加していかねばならない」¹⁰。ただし君主政の国々に適合した奢侈禁止の法もある。「あまりに高価な外国商品は自国商品の非常に夥しい輸出を必要とするから、前者によって欲求が満足させられるよりも、後者によって欲求が奪われることの方が大きいとして、国家が外国商品の輸入を絶対的に禁止する場合がそれである。」¹¹ 重商主義的奢侈禁止の考え方の典型がここに見て取れる。

モンテスキューが法の精神を上梓したのは1748年。このころ、ヨーロッパ全土から奢侈条令が姿を消し始めていた。最後まで奢侈条令が残っていたポーランドでその最後の奢侈条令が発布されたのは1776年である。¹² この2年前に重農主義の祖といわれたケネーが死去している。この重農主義者たちの奢侈条令に対する態度が興味深い。

1776年にポーランドで発布された奢侈条令では、自国商品保護のため、ポーランド産

の布を使って衣服をつくるように命じられているのだが、ドイツの重農主義者たちは、もちろんレッセフェールの原則からこれを痛烈に非難した。これは当然であろうが、奢侈自体については、それが労働を刺激するものだとして容認している。つまり奢侈条令は否定しつつ、その根幹にある奢侈は肯定するという矛盾した立場をとっているのである。¹³ この時代、労働生産性が重視され始め、やがて労働価値説が登場することになるが、まさにこの思想的基盤が次第に形成されつつあった状況をうかがわせてくれる。

重商主義者に関して言えば、たとえばスコットランドの重商主義者たちは1681年に「不必要的奢侈品が輸入され、国家の貨幣がその支払いに大量にあてられる。その結果、自国のマニュファクチュア発展が阻害される」¹⁴ ので、断固奢侈条令を実施せよと、もちろん奢侈条令に賛成である。

奢侈条令に関する本格的な研究は、1902年に出版された Historical Essays by Members of the Owens College 中に掲載された M. Margaret Newett の The Sumptuary Laws of Venice in the Fourteenth and Fifteenth Centuries に始まる。¹⁵ これ以前に奢侈条令に関して言及する価値のある論考はない。従って、奢侈条令研究はほぼ20世紀とともに歩み始めたと言っていい。さらにいえば歴史学の対象としての奢侈条令研究は初発から一つの仮定の上に積み重ねられてきた。つまり下位にある者たちは上位にある者たちの衣服、生活スタイル等を模倣するのが当然であるという仮定のもとに、模倣を禁じ、下位に対して上位の者たちが自分たちを常に差異化しておくために奢侈条令が出されたという主張が倦むことなく提起されづけられて

いる。その典型的な議論が1965年に出されたElizabeth B. Hurlock論文に手際よくまとめられている。¹⁶「模倣理論」のアウトラインをつかむためにはこの小論文に目を通すだけで十分であろう。

つい最近までの奢侈条令研究はほぼこうした仮説に沿っておこなわれ、それを前提としつつ具体的に奢侈条令の内容を紹介しようとするにとどまっていた。

しかしながらこの仮説は下位にある者が上位にある者を必ず模倣するという、まだ証明されていない一つの見方を大前提としている。宮廷という同一心性を有した者たちの集合体であれば、こうした仮説も通用するであろうが、¹⁷果たして中世から近代にかけての、とりわけ奢侈条令が頻繁に発布された都市社会で、こうした仮説があてはまるものであろうか。さらにはこうした観念が奢侈条令が出されはじめた頃から存在していたのかどうかも検証が必要であろう。

「模倣理論は典型的な上からの見方である。それが明らかにしているのは、劣位者に対する自分たちの振る舞いを劣位者が模倣したいと望んでいるということ以外のこと想像できない支配階級の自己陶酔」¹⁸に過ぎないとして、模倣理論に一定の距離を置く研究者も存在する。いまのところ、こうした模倣理論はまだ仮説に過ぎないとしておくべきであろう。

奢侈条令は贅沢を取り締まる法令である。しかしだからといって贅沢を取り締まるためだけの目的で出されたわけでも、それだけが動機であったのでもない。奢侈条令発布の背後にはさまざまな動機や目的がひそんでいた。そしてそれらの動機や目的を考察すれば、奢侈条令が頻繁に出されていた当時の人々の精

神構造や歴史状況が浮かび上がるはずである。こうした視点から、奢侈条令の動機に関心が集まっている。たとえば、奢侈条令の各条文中に明示されている意図と隠された動機をフィリップスとステイリーという女性研究者が8点にまとめてくれているのでそれを紹介してみる。¹⁹

1 階層差の維持

奢侈条令は衣服という媒体を通して社会を階層分化させることによって階層差を強制した。

2 道徳の保守

奢侈条令は奢侈が悪であると見なされるとき、奢侈を抑制することによって道徳的な動機を支える。

3 国内産業の保護

奢侈条令はしばしばある種の政治的商業的利益を偏愛する。ある国の富はその国の内部に貨幣を保持することに依っていた。従って、外国のスタイルや外国製の衣服が禁じられた。

4 歳入の維持

奢侈条令は個人の支出を制限することによって、国家への支払い可能な（国民の）収入総量を増大させた。

5 政府支出の縮減

奢侈条令は浪費を制限することによって（低所得者の）貧窮化を妨げ、そのため貧民を支える国家の歳出を削減した。

6 緊急手段もしくは戦争立法

奢侈条令はしばしば財政窮乏に対する救済手段として、あるいは個人の保護のための緊急事態の時に発布された。

7 消費者保護

奢侈条令はしばしばマニュファクチャア企業家や小売商に対して、製品の一定の基準を保持するか、一定の価格を維持するよう促し

た。

8 健康の擁護

奢侈条令は健康もしくは道徳に危険と見なされた物品の使用を抑制した。

以上の整理は非歴史的で、奢侈条令自体の変質・発展をまったく無視している。たとえば中世から近代にかけての少なからぬ服装規制ではその規制対象が男性から女性へとシフトしているが、こうした点についての認識は、上の整理からはすっぽりと抜け落ちている。また初期の奢侈条令が主として食物の規制にあった点も筆者たちの念頭にはなさそうである。時代あるいは地域によって、奢侈条令が出される場の社会構造・経済構造が大きく相違しており、もちろんそれに従って、奢侈条令が目的とするところも動機も大きく異なっているので、こうした点を考慮しつつ、隠された意図と動機を明らかにしようすれば、おそらくフィリップスらの整理とはかなり異なった結果が生じるに違いない。

ある特定の場所と時代を限っての歴史的な整理としては、たとえば、イタリア中世末期の各都市において出された奢侈条令に関して、プランディジの次のような整理がある。²⁰

1 中世末北イタリア諸都市の支配層は、服飾規制並びに他の形態での顕著な浪費規制を、富裕な商人家族の男性家長の金銭支出をできるだけ少なくするための手段と見ていた。

2 このタイプの規制は、とりわけ商人たちが多数存在していた中規模並びに大規模な都市群において一般的であった。つまり商人たちと奢侈規制の間には密接な関係があった。

3 1157年から1562年の間に、イタリア各地で出された奢侈立法の三分の二以上が

1348年以後に出されたものである。この点からして、黒死病以後、それ以前にもまして、成功した商人たちの間で先鋭化していた社会的結合に関する恐れを奢侈立法が反映するようになったのかもしれない。

4 奢侈立法の登場は結婚市場が女性の利害に反するようになり始めた時期、従って、初婚時の女性の年齢が低くなり始めた時期と、かなり密接に符合する。このことは奢侈立法の一つの機能が適齢期女性間の競争を抑制するためにあると考えられていたことを示唆する。

プランディジの主張によれば、奢侈条令は中世末期イタリア都市における女性抑圧の一つのシステムであったようである。しかしながら同じ時期のイタリアで、奢侈条令が都市貴族の活動規制のために商人グループによって利用されたという見解も存在する。²¹

以上見たように、奢侈立法はさまざまに解釈可能である。それにもかかわらず奢侈条令に触れた研究の多くが相も変わらず身分制の維持のため、あるいは階級間格差の維持のために奢侈条令が発布されたと主張している。しかしながらユダヤ人や娼婦に特別な衣服を着ることを強制したり、何らかのバッジやしるしを着用するよう要請することも一種の奢侈条令と考えれば、²² こうした条例がこのような差別化によって、ユダヤ人や娼婦を排除する人々を彼等以外のグループとして一元化する役割を担っていたことも見逃してはならない。つまり衣服立法は差異を強化すると同時に、排除する者たちの一体化という矛盾した心性を一挙に実現しようとしたのではないかとする仮定もあり得るのである。このように今まで出された動機のいくつかに対して、

まったく逆の動機を提示することさえ不可能ではない。奢侈条例研究の難しさがここにある。

II 豪沢否定の思想史

キリスト教では七つの大罪が存在する。その一つが luxuria である。この luxuria が luxury の語源である。従って、luxuria は奢侈のことだと考えられ、聖書中の luxuria に関する言及に基づき、神学者や法学者が奢侈否定を主張していると見なされている。しかしウルガータ訳の聖書を読んでいる限り、luxuria は奢侈の意味では使われていない。²³

ウルガータ訳旧約聖書中に luxuria もしくはその活用形が登場してくる箇所はわずか一カ所、「申命記」21 章 20 節のみである。ここでは luxuria がその活用形 luxuriae の形で登場する。この部分、新共同訳では「町の長老に、『わたしたちのこの息子はわがままで、反抗し、わたしたちの言うことを聞きません。放蕩にふけり、大酒のみです』と言ひなさい」という訳が当てられているが、この「放蕩にふけり、大酒のみです」の部分は、ウルガータ訳では、comessationibus vacat et luxuriae atque conviviis となっている。luxuria は comessatio と同義語として、積極的に道徳律を越えることが意味されており、この 2 語を放蕩という訳語でくくったのである。奢侈、豪沢とは意味が異なっている。

アポクリファには luxuria あるいはその活用形は 5 カ所で使われている。たとえば「シラ書」11 章 29 節（新共同訳では 27 節）で使用される luxuria には新共同訳で楽しみという訳が与えられている。「マカバイ記 二」6 章 4 節に、「娼婦と戯れる異邦人たちの乱痴氣騒ぎ」ということばがあるが、この「乱

痴氣騒ぎ」は、luxuria et comessatio ということばを訳したものであり、luxuria と comessatio が道義的な枠組みを越えることに使われているのは、旧約正典と同じである。comessatio 自体に「飲んで騒ぐこと」という意味があるので、ここでは luxuria はそれと同義と見なされていたと考えるべきだろう。こうしてみると、その意味はいずれも「申命記」での用法と同様、つまり luxuria は奢侈というよりも、むしろ“積極的に道徳律を越えること”に近い意味で使用されていたのである。旧約時代には、luxuria は豪沢の意味では使用されておらず、この言葉には、豪沢を非難する心性よりもむしろ日常道徳からの逸脱に対する非難がこめられていたと考えておくべきであろう。つまり、「飲んで騒ぐ」ことを非難するとき、むしろ「騒ぐ」ことに対する非難に力点が置かれていたと判断されるのである。

では旧約時代に、奢侈は非難されていなかったのであろうか。こうした観点から旧約を再度読み直してみると、意外なことに、旧約時代には後の時代に見られるような奢侈に対する断罪がほとんど見られない。これは奢侈に対する否定意識が存在していなかったというよりは、むしろ奢侈という意識そのものがほとんど存在していなかったことに依るのではないかと想像される。もちろん王や貴族が法外な食事や衣裳を浪費することはあっただろうが、それはおそらく奢侈という意識ではとらえられていなかったのであろう。たとえば創世記 24 章 53 節にある「そして金銀の装身具や衣装を取り出してリベカに贈り、その兄と母にも高価な品物を贈った」や詩編 45 の 14 にある「晴れ着は金糸の織り」などということばに非難の含意はまったくない。

次に新約聖書中の luxuria を見ておきたい。新約聖書では、このことばは 7 カ所に登場する。そのそれに新共同訳で採用されている訳を見ていくと、「ペトロの手紙 二」(2:2, 18) と「ユダの手紙」(4) では、「みだらな楽しみ」、「ペトロの手紙 一」(4:4) では「ひどい乱行」、「テトスへの手紙」(1:6) では「放蕩」、「ガラテヤの信者への手紙」(5:19) では「好色」、「エフェソスの信者への手紙」(5:18) では「身を持ち崩すもと」という訳語が与えられている。新約においても、基本的には旧約と変わらない意味合いで、luxuria が使われていると言えよう。つまり聖書でいうところの大罪の一つとしての luxuria とは奢侈ではなく、「邪淫」なのである。新約聖書においても、我々が一般的に使用する意味での、奢侈という意味で luxuria が使用されていないとすれば、後年の神学者たちによって、奢侈・贅沢としての luxuria が断罪されるようになったのは誰に始まるのか。あるいはいつ頃からなのか。

アウグスティヌスは『神の国』第 1 卷第 19 章で、²⁴ superbia (傲慢)、luxuria、avaritia (強欲) を並置し、三者を同様のものとして非難する。なおアウグスティヌスが luxuria という用語を使うとき、その大部分は avaritia と対にして使用している。

第 1 卷第 31 章では、ギリシャの luxuria がローマを柔弱にさせるという文脈で使われている。²⁵ この文脈では、一般的に見られるギリシャの luxuria がローマの質実剛健の風を壊すということであるから、放蕩や好色の意味とは少しずれているように思われる。岩波文庫版の服部英次郎氏の訳では、「放縺」なる訳語が選ばれている。²⁶ さらに第 1 卷第 33 章末には luxuria が単数対格形で 3 カ所に用

いられている。²⁷ その部分を直訳してみると、次のようになる。

というのは繁栄によって悪しくされ、逆境にあっても矯正され得なかったあなたたちは、あなたたちの安全について、共和国が平和とされるのではなく、luxuria が罰せられないことを求めたからである。かのスキピオはあなたたちが luxuria へと流れ込まないように、敵によって怖がらされることを望んだ。敵によって消耗させられたあなたたちは、luxuria を抑制しなかった。

これは、ローマ人が劇場などの楽しみに我を忘れ、風俗が退廃したことがローマを破滅させたのだという主張の最後に来る文章である。要するに、こうして、ローマは滅亡の危機にさらされるようになったのだとアウグスティヌスはローマの luxuria を非難しているのである。全体の文脈からすると、アウグスティヌスは luxuria を旧約新約の聖書の意味合いである放蕩、好色、邪淫という日常道徳の規範を越えた積極的な悪徳ではなく、むしろスキピオが主張するような厳格な生活を守らないだらしなさを表現しようとしているようと思われる。

第 3 卷第 21 章に出てくる Asiatica luxuria なる使い方は決定的である。²⁸ そのすぐ後には、アジア的な luxuria の例として、金属製の寝台や敷物が挙げられているので、ここでの luxuria はまさに奢侈という意味で使用されていると断定してもよかろう。この部分でのみ、アウグスティヌスは明らかに luxuria を現代風の意味での奢侈を意味する言葉として使用している。

ただしアウグスティヌスがはじめて

luxuria の意味を現代的な意味合いで使い始めたわけではない。もちろん古典期ローマにもその用法はある。しかし聖書中の含意を微妙にずらして使用しているからには、それ相当の意味があるはずである。聖書中の *luxuria* をめぐる心性とアウグスティヌスの心性が異なっていたからそうなったのだとしか考えようがない。

アウグスティヌスから少し後のトゥールのグレゴリウスは、その『フランク史』の中の2カ所で、*luxuria* を使用している。そのうち、第4巻ではアウイトゥスなる立派な人物がメッツ大司教に叙任された次第を述べた文章に次の文章が続く。「さらに外国人がアウイトゥスのもとへと訪れるなら、その外国人はとても大事にされ、アウイトゥスの中に、自分が父と祖国をもつと思うほどであった。アウイトゥスは大いなる徳で光り輝き、神に命じられたことをすべて心から守る彼はすべてのことにおいて、不正な *luxuria* を根絶し、神の正しき貞潔を植え付けた。」²⁹ 貞潔と *luxuria* が対比的に使われており、おそらくここでは邪淫と訳しうるが、前文からの続き具合からすれば、もっと軽い意味であるようにも思える。第5巻ではレウダストゥスなる人物がさまざまな悪事を経て出世した次第を述べた後に次の文章が続く。「さらにその後、彼は虚栄にとらわれ、傲慢に委ねられ、馬丁頭の職を得ようと努めた。それが与えられたので、彼はすべての人を見下し軽視し、虚栄でもって増長させられ、*luxuria* でもって軟弱にされ、欲望でもって燃え上がらされた。そして主人の用事で、主人の家人としてあちらこちらへと派遣された。」³⁰ この *luxuria* についても先ほどと同じ意味合いで使用されているともいいうが、しかし邪淫と訳せば、

虚栄、欲望という悪徳との関係が少しバランスを失しているように見えてしまう。とすれば、*luxuria* の含意を、奢侈のほうへとずらし始めたのは、アウグスティヌスの個人的心性であったというよりも、むしろ時代の変化にあったと言えるかもしれない。

もちろんアウグスティヌスとトゥールのグレゴリウスというたった二人の人物による *luxuria* 使用の簡単な語義分析だけで、聖書中の奢侈観念が中世初期のそれとは大きく異なっていたなどと結論的に言えるわけはない。パウロ自身の意図がどうであれ、控えめさと節度が大事だとするパウロのことばが奢侈否定のよりどころとなっているのであるから、³¹ もう少し多面的な分析・論証が必要であろう。ただしこれをおこなうだけの余裕がないではない。

一般的に華美な衣装に対する道徳的断罪は初期教父の頃からあったと漠然と仮定されているが、アウグスティヌスが華美な服装自体に対する非難をおこなっているのは、女性に対してであって、男女の服装の乱れについて批判しているわけではない。³² 華美な服装に関する非難で、比較的古いものでは、8世紀はじめに、聖アルディルムによる華美すぎる服装に対する非難があるが、これも尼僧に対する非難であって、華美な服装自体に対するものではない。³³ 747年には聖ボニファティウスがカンタベリー大司教に華美過ぎる服装のチェックを命じているそうである。³⁴ しかしこれは神に仕える者たちの服装についてであり、俗人の服装についての非難はさらに遅れる。11世紀にオルデリック・ヴィターリスがアンジュー伯フルクについて書いているのが、比較的早い例であろう。³⁵

トマス・アクイナスは服装についての道徳

的判断に関して、まとまつた一章を割いている。『神学大全』第2部169問題第1項は「外見の服装に関して、徳とか悪徳といったものが有り得るか」と題されている。予想に反して、彼の結論は、外見の身なりを装うことが過剰であっても、悪徳であるとは思われないというものである。³⁶ ただし服装の使用に対する心遣いが過剰であるという点に関して、不正な感情が三通りの仕方で生じるという。贅沢な服装で虚栄を求める場合、安樂を求める場合、そしてあまりにも服装に気を使いすぎる場合、この三つで、不正が生じるというのである。³⁷ つまり服装が華美すぎることはなんら問題ではないが、それを装う人の気持ち次第で不正にもなり得るというのだ。

第2項は「女性があまりにも華美に装うことによって、死にいたる大罪を犯すことがあるか」と題されている。結論的にいえば、「慎み深く節度をもって身を装うことは女性に対して禁じられていないのであって、ただ余りにも贅沢な、破廉恥で慎みのない装いをすることが禁じられている」³⁸。ただしこれは別にトマスの独創的な意見ではない。同じことをアウグスティヌスがポシディウス宛の書簡で語り、³⁹ もっと古くはパウロがテモテ宛への書簡（2：9）で語っているからである。しかしそうだからといって、奢侈否定が中世初期以来自明であったとは言いがたいことは、先に見ておいたとおりである。

III 奢侈条令とは何か。

さて本章では具体的に奢侈条令を紹介してみることにする。

1505年に出されたヴェネツィアのある条令には「この町の婦人たちの中には、最近、ある種の新しいファッションを取り入れ始めた

者たちがいる」と書き出され、そのファンションは、この町で従来見られたものの中で、もっとも醜くかつ破廉恥だと断罪する。こうしてこのファンションが禁じられた。その醜く破廉恥なファンションとは、ある種のローブの袖なのだが、この袖は何枚かの異なった色の布でできており、またこの布の縁には他の色の布が使われ、さらにはそのそれぞれに刺繡で縁取りされているというものであった。⁴⁰ そしてその6年後には、すべての新しいファンションが禁じられるに至る。⁴¹

ある種の衣服が女性のみに禁じられたのかというと、そういうわけでもなかった。次のような条令もある。カステリアで13世紀に出された奢侈条令である。

「王は命じる。王の公証人、弓兵、鷹匠、門番、宮中もしくは女王宮中のいかなる者も、白色毛皮、薄絹布、金・銀製の戦争用鞍、金製の拍車、スカーレットのストッキング、金箔を張った靴、金糸、銀糸あるいは絹糸で飾りを施された帽子を着用すべからず。」⁴²

ここではスカーレットのストッキング——もちろん女性ではなく男性が着用するのである——が禁じられているが、この場合、ストッキングではなく、スカーレットという色が問題なのであった。ある特定の色の禁止はイベリア半島に限らない。1463年のイングランドでは、貴族身分でなかった者は、パープルの布を使用してはならなかった。⁴³

衣服規制には、二種類のカテゴリーが存在する。ひとつはいま見たようにある特定の衣服を着用してはならないというネガティブな規制。他は、ある特定の衣服を着用しなければならないというポジティブな規制である。

先に言及した第4ラテラノ公会議でのユダヤ人や娼婦に対する衣服規制が後者の例だといえよう。あるいはあのホーソンの「縁文字」も一種のポジティブな衣服規制だと考えられる。

一般的に奢侈条令といえば、衣服規制が思い浮かぶが、しかし衣服だけが規制の対象であったのではない。1512年には、ヴェネツィアにおいて、宴会に供される料理の種類と数が規定され、それに違反すると、給仕人は20デュカート、料理人は10デュカートの罰金を科せられた。⁴⁴

1485年にはニュルンベルクにおいて、結婚する際の宴会に関するマニュアルがつくられた。⁴⁵ それによると、婚約式の時に呼ばれる客の数は、男女あわせて32人に制限されていた。⁴⁶ 交換される結婚指輪の値段は、10ライングルデンから15ライングルデンまでとされ、⁴⁷ 結婚式当日に供されるワインはフランケン産かライン産あるいはそれと同等級のものに限るとされた。⁴⁸ 結婚披露宴の客の数すら限定され、⁴⁹ さらに披露宴の際には銀製のボールや杯の使用も禁じられた。⁵⁰ そして宴の後には、ダンスがつきものであったが、その客には果物と菓子、それに許可された種類のワインしか供してはならなかった。⁵¹ そのときに演奏してくれる楽士も6人を越えてはならないとされ⁵²、徹底した奢侈予防が企図されていた。

奢侈条令とはいって、奇妙な内容のものも見られる。たとえばあの黒死病後、ヴェネツィア政府は濃い青色と緑色の服を着ることを禁じた。⁵³ 積極的に暗うつな気分を吹き飛ばして、気分を明るくしようとする政府側の意図なのであろうが、奢侈条令を贅沢取締令として理解しているだけであれば、これなど奢侈

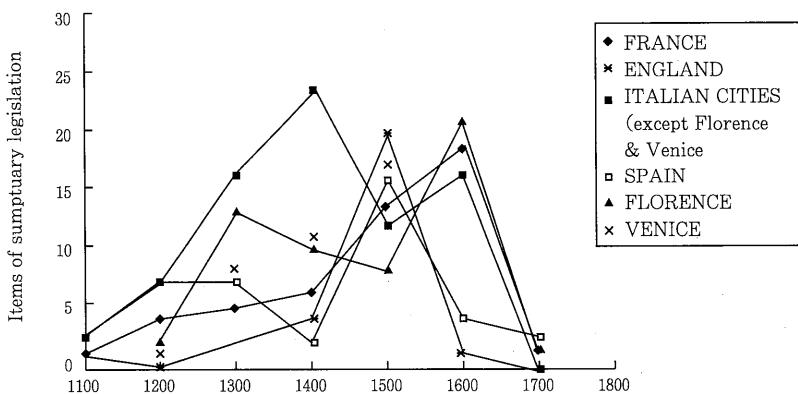
条令としては理解不能であろう。

中世から近代へと時代が変わると、ブランドィジが示してくれたように、服装規定は次第に女性を主な対象とし始める。そしてその際、奇妙なことに、女性をいくつかのカテゴリーに分けることがあった。たとえば1474年のボローニャでは、女性にのみ、衣服の色が制限されたのだが、その際、金色は騎士の妻と娘に、金色の袖は公証人や銀行家およびそれと同じ程度の地位にある者の妻と娘に、クリムゾンの衣服は重要な手工業ギルドに属している者たちの妻や娘、そして同色の袖はより低い価値しかない商業に従事していた者たちの妻や娘のものとして規定された。⁵⁴ また結婚によって、ある種の贅沢な飾りをつける権利が失われる場合すらあった。⁵⁵ ボガトゥイリョフが紹介しているような未婚女性と既婚女性の服装の明確な違いが、こうした諸条令の結果なのか、あるいは実状を法令化しただけなのかは分からぬ。⁵⁶

上で紹介した奢侈条令の地域と年代とは何の必然性もない。たまたま入手し得た文献がこうした例しか与えてくれなかっただけである。しかしイングランド、イベリア半島、あるいはイタリアにおいて、動機あるいは目的がいかなるものであれ、奢侈条令の表現自体に関しては地域的な相違がきわめて小さい。むしろ極めて多様であるはずのヨーロッパ全体で同様の言葉遣いがなされる。この点こそ、ヨーロッパ全体を俯瞰する精神史の構築に奢侈条令が有効であるゆえんなのである。

IV 奢侈条令の量的推移

奢侈条令がヨーロッパ全土で今までどれくらい出されたかについては、何人かの研究者によってまとめられているが、数字にはら



Location	Date	12th c.	13th c.	14th c.	15th c.	16th c.	17th c.	18th c.
France		1	4	5	6	13	19	1
England		1	0	5	4	20	1	—
Italian cities (except Florence & Venice)		2	7	16	24	12	17	1
Florence	—	—	2	13	10	7	21	—
Venice	—	—	1	8	11	17	28	2
Spain	—	—	7	7	2	16	4	2
Switzerland		—	—	3	0	3	3	2
Germany		—	—	—	3	7	7	2
Scotland		—	—	—	7	12	12	1
North America		—	—	—	—	—	9	1

つきがあって全体像はいまだに明確ではない。⁵⁷ここでは最新の研究成果を提示しておく。上の表はハントが作成したものである。⁵⁸

この表から、奢侈条令は中世末から1600年前後までに多く発布されていることが確認できる。要するに、奢侈条令は中世的現象というよりは、近世的現象と見る方が正しいようなのだ。そしてこの時期、ハントによれば、4つのトレンドが看取されるという。⁵⁹

- 1 葬送規制、結婚規制が次第に消滅する。
- 2 服装が規制の中心となり、衣服に関する規定がどんどん包括的になり、数も増大する。
- 3 次第に階級ヒエラルキーの外面向的なシ

ンボルの保持に焦点が当てられるようになった。

4 経済的議論が次第に前面に出始める。

ただしこの傾向は、どこでも当てはまるわけではなく、大まかな傾向に過ぎないとハントも断っているように、⁶⁰ 各国の経済的・社会的な発展の違いで、奢侈条令の推移傾向は大きく相違している。

さて、この多くの奢侈条令の存在を前にして、なにゆえあれほど何回も条令が出されねばならなかったか、疑問が生じる。一般的には、この条令はほとんど効果がなく無視されたので、何回も出されることになったと主張される。たしかにそういう面もあったかもし

れない。しかしまったく守られない法律が、それにもかかわらず新たに何度も出されることがあり得るだろうか。さらにもう一つ注意しておかねばならないのは、何度も出された条令群のうち、その最大の部分を占めていたのが、服装に関する条令群であるという点である。

この条令が何度も出されたのは、効果がなかつたためではなく、むしろそれとは異なった理由があったと考えるべきではなかろうか。たとえば、こうである。服装についての奢侈条令はもちろん規制したい対象の名前を挙げて、規制の文章をつくる。「金メッキのフリルのついた何々は着てはいけない」という如く条令文が書かれるのである。ところが服装というのはまことに変幻自在なもので、告発されたとき、これは「フリル」というものではなく、別のものだという申し開きが可能になる。こうして新しいファッショングがつくられるたびに、それに対応すべく新しい条文がつくられねばならないのである。このような次第で頻繁に新しい奢侈条令が発布される結果になると考えられる。しかしこれは他面、奢侈条令が新しいファッショングを作り出すという面をももっていることを裏から証明しているとも見られる。つまり奢侈条令が流行をつくりだし、それが新しい消費を促す、そしてそれが再び新しい奢侈条令を発布させることになるという循環が存在した。この仮説が正しければ、衣服条令を詳しく分析することによって、中世末から近代にかけてのファッショングのトレンドを明らかにすることができますかも知れない。ただしこれは今のところあくまでも仮説にしかすぎない。

おわりに

本稿では奢侈条令がいかなるものであるか、具体的に紹介しておいた。これによって次回から奢侈条令時代のヨーロッパ人の精神構造を見るための準備作業が完了した。「はじめに」で述べておいたように奢侈条令自体は何の変哲もない、むしろ現代から見ればばかばかしい法令群に過ぎないが、これをさまざま面から分析することにより、一種のヨーロッパ精神史が描けるのではないかと思われる。これに関しては多種多様な問題群が存在する。たとえば、服装をとってみただけでも、本稿でも少し触れておいた服装と道徳の関係、ジェンダーと服装の関係、周縁の民と服装の関係などいくつかの問題がすぐに思い浮かぶ。次回から、こうした問題群のひとつひとつを解明していくことにする。

注

- 1) 原二郎訳『モンテーニュ I 築摩世界文学大系 13』筑摩書房 昭和48年 194頁以下。
- 2) *Ibid.*, p.194.
- 3) *Ibid.*
- 4) *Ibid.*
- 5) 野田他訳『法の精神 上』岩波書店 1989年 200頁以下。
- 6) *Ibid.*, p.200.
- 7) *Ibid.*, p.201.
- 8) *Ibid.*
- 9) *Ibid.*, p.203.
- 10) *Ibid.*
- 11) *Ibid.*, p205.
- 12) Herman Freudenberger, "Fashion, Sumptuary Laws, and Business", *Business History Review*, 37(1963), p.46.
- 13) *Ibid.*
- 14) Frances Shaw, "Sumptuary Legislation in Scotland", *Juridical Review* 24(1979), p.105.
- 15) M.Margaret Newett, "The Sumptuary of Venice in the Fourteenth and Fifteenth Centuries", in T.F.Tout and J.Tait eds., *Historical Essays by Members of the Owen College*, Manchester 1902.
- 16) Elizabeth B.Hurlock, "Sumptuary Law", in Mary Raoch and Joanne Eichler eds, *Dress, Adornment and the Social Order*, New York 1965, p.295.
- 17) ノルベルト・エリアス著 波田他訳『宮廷社会』法政大学出版局 1981年。
- 18) Alan Hunt, *Governance of the Consuming Passions — A History of Sumptuary Law*,

- Macmillan Press 1996, p.54.
- 19) Joana W. Phillips and Helen K. Staley, "Sumptuary Legislation in Four Centuries", *Journal of home economics* 53 (1961), pp.675-677.
- 20) James A. Brundage, "Sumptuary laws and prostitution in late medieval Italy", *Journal of Medieval History* 13 (1987), pp.352-353.
- 21) Diane Owen Hughes, *Sumptuary Law and Social Relations in Renaissance Italy*, in John Bossy ed., *Disputes and Settlements—Law and Human Relations in the West*, Cambridge/New York 1983.
- 22) 媚婦については、Jeffrey Richards, *Sex, Dissidence and Damnation—Minority Groups in the Middle Ages*, London/New York 1990, p.116-131. ユダヤ人については、第4回ラテラノ公会議決議68条(Normann P. Tanner, S.J., *Decrees of the Ecumenical Councils*, Vol.1, p.265 f.) 参照。
- 23) 以下、ウルガータは *Biblia Sacra iuxta Vulgatam Clementinam Nova Editio*, Madrid MCMXCIV を、日本語訳聖書としては、新共同訳を使用した。
- 24) Migne, *Patrologia Latina* (以下PLと略) Vol.41, Col.21.
- 25) *Ibid.*, Col.43.
- 26) 服部英次郎訳『神の国（一）』岩波書店 1082年 91頁。
- 27) PL, Vol.41, Col.45.
- 28) *Ibid.*, Col.102.
- 29) トゥールのグレゴリウス『歴史十巻（フランク史）I』東海大学出版局 昭和50年 314頁。邦訳は、兼岩氏と臺氏のものを用いなかった。
- 30) *Ibid.*, p.476.
- 31) テモテへの書簡 2:9, 6:8。
- 32) PL, Vol.33, Col.1060.
- 33) Aileen Ribeiro, *Dress and Morality*, London 1986. p.32.
- 34) *Ibid.*, p.33.
- 35) *Ibid.*, p.35.
- 36) 渋谷克美訳『神学大全 22』創文社 1991年 314頁。
- 37) *Ibid.*, p.315.
- 38) *Ibid.*, p.321.
- 39) PL, Vol.33, Col.1060.
- 40) Newett, *op.cit.*, p.248.
- 41) Hunt, *op.cit.*, p.37.
- 42) *Business History Review*, p.99.
- 43) Hunt, *op.cit.*, p.128.
- 44) Newett, *op. cit.*, p.255.
- 45) Kent Roberts Greenfield, *Sumptuary Law in Nurnberg—A Study in Paternal Government*, Baltimore 1918, pp.46-65.
- 46) *Ibid.*, p.52.
- 47) *Ibid.*, p.54f.
- 48) *Ibid.*, p.58.
- 49) *Ibid.*
- 50) *Ibid.*, p.59.
- 51) *Ibid.*, p.58.
- 52) *Ibid.*, p.59.
- 53) Newett, *op.cit.*, p.259.
- 54) Hughes, p.98.
- 55) *Ibid.*, p.93.
- 56) P.G.ボガトウイリョフ著 松枝他訳『衣装のフォーカロア』せりか書房 1981年 58頁以下。
- 57) 奢侈条令のうち奢侈条令として独立の法律として発布されたものは多くない。たいていの奢侈条令がその他の法令の中の条項の一部として存在する。さらに各都市では、奢侈条令は都市法の中に含まれていたり、それと同様の文書が警察条令に転記されていたりで、奢侈条令の数を正確に算出することはかなり困難である。
- 58) Hunt, *op.cit.*, p.29.
- 59) *Ibid.*, pp.29-34.
- 60) *Ibid.*, p.34.